解雇（退職勧奨）に関する合意書

　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という）とは、甲乙間の雇用契約の解約に関して、以下の通り合意する。

1. 甲と乙は、当事者間の雇用契約を令和　　年　　月　　日限り、合意解約する。（令和　　年　　月　　日口頭にて告知）
2. 甲と乙は、乙の有給休暇未消化日数が　　日であることを相互に確認し、

令和　　年　　月　　日より同　　年　　月　　日までに消化する。

1. 甲は解雇（退職勧奨）にあたって、乙に対し解決金（あるいは　解雇手当）として、　　　　　　　　円を令和　　年　　月　　日まで乙の指定する口座に振り込むものとする。
2. 甲と乙は、本件ならびに「解雇に関する合意書」（以下合意書という）の成立および内容を第三者に開示しないものとし、今後相互に誹謗中傷しないものとする。また、甲は、今後乙の不利益となる情報を開示せず、第三者から乙の退職原因を問われた場合には、円満退職したことのみを告げるものとする。
3. 甲と乙は、本合意書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本覚書の証として本書を2通作成し、記名押印して各々1通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲

乙